

## 現役葛城労働基準監督署長からのメッセージ

令和5年度 監督官1次試験合格者の方へ

皆様、1次試験合格おめでとうございます。

私の過去からの経験として、労働基準監督官の業務について、思うところを説明させていただきます。

労働基準監督官の大きな仕事の1つに「監督指導」があります。監督指導では、「労働条件が適切に守られているか」「労働災害を発生させないよう適切な取組が行われているか」を確認し、法違反を確認すれば、違反内容に応じて是正勧告や使用停止命令を措置します。

監督指導では、事務所へ出向くこともあれば、工場や店舗、ときに建設現場へも出向くことがあります。

都心部や地方の郡部の労働局では、その目的が「労働条件」や「災害防止」のどちらか一方に偏った監督指導を行うこともあります。奈良労働局では、一方に偏ることなく、バランスよく監督指導を行っています。

また、労働基準監督官の大きな権限の1つに「特別司法警察員としての捜査」があります。奈良労働局では令和4年度に8件を捜査し奈良地方検察庁へ送検しています。

大規模な労働局に比べて少ないですが、労働基準監督官の人数で割ると大きな労働局と比べても決して引けを取らず、特に捜索・差押・検証といった裁判官の許可状を得て実施する「強制捜査」に至っては、全国有数の実績を誇ります。ですから、奈良労働局では、大規模な労働局と違い、ほとんどの労働基準監督官が強制捜査に参加します。



【強制捜査の新聞記事】

労働基準監督官は「独任官」と呼ばれることがあります。組織の一員であることから、組織の方針から逸脱しない限りは、労働基準監督官の個人の判断が尊重されます。

1年目も署長も同じ労働基準監督官である以上、同じ権限を有し、同じ司法警察権を行使できます。ですから、担当官が「本件悪質なので、行政指導ではなく、事件として立件すべき」と主張することもできます。

また、「独任官」だからといって、困ったときでも「誰も助けてくれない」ことはありません。監督指導で困ることがあればみんなで検討し、相手から言われなき攻撃があれば、組織として守ります。

大きな労働局では、顔も名前も分からない職員が多数いますが、奈良労働局ではほぼ全員の顔と名前が一致します。小さいからこそ一人一人の存在（期待される役割）が大きくなりますので、おのずと研修にも力が入ります。

「大きな組織の小さな存在である」ことより、「小さな組織で大きな存在感」を示すことができる奈良労働局で働きませんか。皆様とお会い出来ることを期待しています。



【パトロールの様子】